

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 9 月 1 日

飯綱町長 峯村 勝盛

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
普光寺地区、芋川地区、倉井地区、赤東地区、牟礼東地区、牟礼西地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 29 年 8 月 4 日
- 3 当該区域における今後の地区の中心となる経営体（担い手の状況）
全 136 経営体（うち、法人 12 経営体、個人 124 経営体、集落営農 0 組織）
- 4 3 の結果として当該区域に担い手がいるかどうか
担い手はいるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・ 地域全体で農地を保全すると共に、農地の貸借を行う際には、地域の中心経営体である農業者に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。
 - ・ 新規就農者や後継者の育成と確保。
 - ・ 水稻やりんご以外の新規品種についての取り組み。
 - ・ 農業と観光の一体化（六次化産業）。
 - ・ 中心となる経営体は、果樹、水稻等を中心とした作付けを行い、その他の農家の農地を借り受けることにより、規模拡大を行うとともに農業機械の更新等によりコストダウンを図り収益の増加を図る。
 - ・ 新規就農者は、地域の後継者として集落で支援を行いながら育成を図る。その他の農業者は、将来的には中心となる経営体に連携する者として、農地の貸付けなどを通して協力する。